

## 主 文

本件再審査請求を棄却する。

## 事実及び理由

### 第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めることにある。

### 第2 事案の概要

- 1 請求人は、昭和〇年〇月〇日、A会社（以下「会社」という。）に雇用され、同年〇月までB所在の会社C工場（以下「事業場」という。）において、自動車のブレーキ部品の組立工として就労していた。
- 2 請求人によると、マスターシリンダー組付け作業を毎日〇時間程度行っており、その際に石綿にばく露したという。請求人は、平成〇年〇月〇日、D病院に受診し「腹膜中皮腫」（以下「本件疾病」という。）と診断された。
- 3 本件は、請求人が療養補償給付を請求したところ、監督署長はこれを支給しない旨の処分（以下「本件処分」という。）をしたことから、請求人が本件処分の取消しを求める事案である。
- 4 請求人は、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に対し審査請求をしたところ、審査官が平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却する旨の決定をしたことから、更にこの決定を不服として本件再審査請求をした。

### 第3 当事者の主張の要旨

- 1 請求人  
(略)
- 2 原処分庁  
(略)

### 第4 争 点

被災者に発症した本件疾病が、業務上の事由によるものであると認められるか。

## 第5 審査資料

(略)

## 第6 理 由

### 1 当審査会的事实認定

(略)

### 2 当審査会の判断

請求人は、事業場において石綿ばく露作業に従事したことにより本件疾病を発症した旨を主張しているので、以下検討する。

- (1) 石綿による疾病の業務上外の判断に当たっては、厚生労働省労働基準局長が「石綿による疾病の認定基準について」（平成24年3月29日付け基発0329第2号。以下「認定基準」という。）を策定しており、当審査会としてもその取扱いを妥当なものと考えるので、以下、認定基準に基づいて検討する。
- (2) 請求人の疾病については、いずれの医師も腹膜中皮腫であると判断しており、当審査会としても、同判断は妥当であると考ええる。
- (3) 請求人の肺の状態について、E医師は、平成〇年〇月〇日付け診断（意見）書において、石綿肺の所見は「無」と記載しており、石綿確定診断委員会の同年〇月〇日付け意見書においても、第1型以上の石綿肺の所見は認めないとしており、当審査会としても、請求人には第1型以上の石綿肺は認められないものと判断する。
- (4) 請求人は、昭和〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの間、事業場のF工場において、ブレーキの筒状の部品に機械油を噴霧する作業に従事しており、その際に石綿を吸引するか、そうでない場合にも、石綿を含む部品を扱っていたG工場から飛散した石綿を吸い込んだ可能性があるとして主張する。しかしながら、事業場関係者の申述及び会社提出の資料からみて、請求人が従事する作業に石綿を含む部品がないことは明らかであり、また、石綿を含むブレーキパッドを扱うG工場では、組立て作業のみを行っており、切削や加工工程はないことから、石綿が飛散する危険性はほとんどないものと考えられる。事業場では、法に基づく健康診断において、石綿に起因する症状を訴える者はいなかったとしており、請求人が作業過程ないしは事業場の環境において、石綿にばく露した可能性は極めて低いものと考えられる。
- (5) 以上のように、請求人には石綿肺の所見がなく、また、1年以上の石綿ばく

露作業従事期間もないことから、認定基準を満たしているものとは認められず、本件疾病は、業務上の事由によるものとは認められない。

(6) その他請求人の主張についても子細に検討したが、上記判断を左右するに足るものは見いだせなかった。

### 3 結 論

以上のおり、本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はないから、請求人の本件再審査請求を棄却することとして、主文のおり裁決する。